

○教員等の懲戒処分に係る審査に関する規程

(平成 21 年 9 月 16 日)

(趣旨)

第 1 条 この規程は、教育公務員特例法(昭和 24 年 1 月 12 日法律第 1 号。以下「法」という。)
第 9 条第 2 項の規定に基づき、沖縄県立看護大学教授会(以下「教授会」という。)が法第
9 条第 1 項の規定により行う学長、学部長、学生部長、図書館長及び教員の懲戒処分(以下
「懲戒処分」という。)の審査に関し必要な事項を定める。

(審査の申立て)

第 2 条 学部長は、所属の教員に地方公務員法第 29 条第 1 項各号に掲げる懲戒事由(以下「懲
戒事由」という。)に該当するおそれのある事案が発生した場合には、学長に報告するとと
もに、懲戒処分の検討が必要であると認めたときは、学長に審査の申立てをする。
2 学長は、前項により学部長から審査の申立てがあったときは、教授会に附議する。
3 学長は、第 1 項の場合に、学部長が審査の申し立てを行わない場合でも懲戒処分の検討が
必要であると認めたときは、教授会に附議することができる。
4 学長は、学部長、学生部長、図書館長に懲戒事由に該当するおそれのある事案が発生した
場合に、懲戒処分の検討が必要であると認めたときは、教授会に附議することができる。
5 教授会は、学長に懲戒事由に該当するおそれのある事案が発生した場合に、懲戒処分の検
討が必要であると認めたときは、教授会において審査を行うこととする。

(懲戒審査委員会)

第 3 条 教授会は、この規程に基づく審査又は審査に係る事案の事実その他必要な事項の調査
を行うため、懲戒審査委員会を置く。
2 懲戒審査委員会は、第 1 項に規定する審査又は調査の結果について、書面により教授会に
報告するものとする。

(懲戒審査委員会の組織等)

第 4 条 懲戒審査委員会は次に掲げる委員とし、委員の選任及び運営に関し必要な事項は、教
授会がその都度定める。
(1) 教員 4 名程度(学長及び関係領域の教員を除く。)
(2) 外部学識経験者 1 名
(3) その他教授会が必要と認めた者
2 前項第 1 号の教員は、本学の教授及び准教授から選任する。

(懲戒調査委員会による調査審議)

第 5 条 懲戒審査委員会は、必要に応じて、事案の調査を行う懲戒調査委員会を置くことが
できる。
2 懲戒調査委員会は、原則として、懲戒審査委員会の委員 3 名で構成し、うち 1 名は外部委
員とする。懲戒調査委員会が必要であると認めるときは、審査を受ける者又は参考人その他

必要と認める者の出頭を求め、その意見を徴することができる。

3 懲戒調査委員会は、第1項に規定する調査の結果について、書面により懲戒審査委員会に報告するものとする。

(審査説明書の記載事項)

第6条 教授会が法第9条2項の規定に基づき交付する説明書(以下「審査説明書」という。)には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 審査を受ける者の氏名、職名
- (2) 懲戒処分の種類及び程度
- (3) 根拠法令
- (4) 懲戒処分の理由
- (5) 審査説明書の交付年月日
- (6) 教授会に対して口頭又は書面で陳述することを請求できる旨の教示及び請求期間

2 前項に規定する審査説明書の様式は、様式第1号のとおりとする。

(陳述の請求手続き)

第7条 審査を受ける者が前条に規定する審査説明書の交付を受け、陳述の機会を請求するときは、その者(以下「請求者」という。)は、審査説明書を受領した日の翌日から起算して14日以内に教授会に対し、その旨を記載した請求書(以下「陳述請求書」という。)を提出しなければならない。

2 前項に規定する。陳述請求書には、請求者が必要と認める資料を添付することができる。

3 第1項に規定する陳述請求書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 請求者の氏名、職名
- (2) 陳述請求の理由
- (3) 陳述の方法

4 第1項に規定する陳述請求書の様式は、様式第2号のとおりとする。

5 陳述請求書に記載した事項を変更しようとするときは、請求者は遅滞なくその旨を教授会に書面で届けなければならない。

6 審査を受ける者が第1項の期間内に陳述請求書を提出しなかったときは、陳述の機会を放棄したものとみなす。

(陳述請求の取り下げ)

第8条 請求者は、その者の陳述請求に係る教授会の審査が終了するまでの間は、いつでも陳述請求を取り下げることができる。

2 前項に規定する陳述請求の取り下げは、書面をもって教授会に申し出なければならない。

(陳述)

第9条 教授会は、陳述請求書を受領したときは、その措置を決定し、必要と認められる事項を次項に定める口頭陳述の日又は陳述書提出期日の7日前までに請求者に書面で通知するものとする。

2 請求者は、教授会から口頭陳述の通知を受けたときは、指定された日時及び場所において陳述し、書面陳述の通知を受けたときは、指定された期日までに陳述書を教授会に提出しな

なければならない。

- 3 請求者が病気その他やむを得ない理由で指定された期日に口頭陳述ができないとき又は陳述書を提出できないときは、その日時の変更を書面をもって請求することができる。
- 4 教授会は、前項の規定による請求が正当な理由に基づくものと認めるときは、新たな日時を指定し、書面で通知しなければならない。
- 5 陳述書その他の資料の補充、訂正、又は変更は、書面によらなければならない。
- 6 請求者が正当な理由がなく指定された期日に口頭陳述をしなかったとき又は陳述書を提出しなかったときは、陳述の機会を放棄したものとみなす。

(参考人等からの聴取)

第10条 教授会は、審査に関し必要があるときは、審査を受ける者又は参考人その他必要と認める者に対し、陳述、説明又は資料の提出を求めることができる。

(会議等)

第11条 教授会が懲戒処分に該当する事案について審議する場合には、沖縄県立看護大学教授会規程第5条第1項の規定にかかわらず、構成員の4分の3以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

- 2 教授会構成員がこの規程に基づく審査を受けることとなったときは、当該事案の審査を行う教授会には、出席することができない。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、教授会が別に定める。

附 則

この規程は、平成21年9月16日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

審 査 説 明 書

(氏 名)	(職 名)
(懲戒処分の種類及び程度)	(根拠法令)
(懲戒処分の理由)	
<p>沖縄県立看護大学教授会は、上記の理由により教育公務員特例法第9条の規定に基づき、この審査説明書を交付します。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">沖縄県立看護大学教授会</p>	
(教 示)	
<p>この審査説明書を受領した日の翌日から起算して14日以内に請求することにより、教授会に対し口頭又は書面により陳述する機会が与えられます。</p> <p>上記の期間内に陳述請求書を提出しない場合は、陳述の機会を放棄したものとみなされます。</p>	

様式第2号（第7条関係）

陳 述 請 求 書

(陳述請求の理由)

(陳述の方法)

教授会における口頭陳述

教授会への書面陳述

平成 年 月 日

請 求 者

職名

氏名

印